

説明会後の質問への回答

Q 1

総選挙及び国民審査では、小選挙区選挙・比例代表選挙・国民審査と3種類の投票を行うが、この内、選挙人からいずれかの投票のみ行いたいとの申し出があった場合、あらかじめどの投票を行いたいのか確認してから投票用紙を請求すべきか、又はいったん3種類の投票用紙を受領し、投票を拒否した投票用紙については、無記名で返送するという対応をとるべきか。

A 選挙人の意思により、事前に投票したい選挙、投票したくない選挙が判明している場合は、依頼書の投票しない選挙を二重線で抹消した上で、対象の市区町村選挙管理委員会委員長まで投票用紙の請求を依頼してください。また、当初は全ての選挙を投票する意思があったため、すべての投票用紙を受領した後に、選挙人から特定の選挙について投票したくない旨の申し出があった場合は、当該選挙人の住所地の市区町村選管に至急連絡の上、指示を受けてください。

Q 2

指定施設において投票できる選挙人が1人のみの場合でも、不在者投票の場所や時間を設けるべきか。選挙人が車椅子を利用しており、介助があれば外出が可能な方で、選挙人本人が市区町村役場に行って投票する旨を希望した場合、市区町村役場に行き期日前投票・不在者投票を行う事に差支えないか。

A 指定施設において不在者投票を希望する選挙人が1名であったとしても選挙人からの要請があれば不在者投票を行うようにしてください。

また、介助があれば外出可能な選挙人に対して、日程等の都合から市区町村役場等での不在者投票（又は期日前投票）をすることは差支えありませんが、指定施設と選挙人が同一選挙区内にある場合の不在者投票は歩行等が困難である場合に限られますので御留意ください。（しおりP5及びよくある質問Q2参照）